資料１　教育委員会の活動

１　制　　度

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱い及び教育職員の任免その他の人事に関する事務を処理し、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理・執行する合議制の執行機関である。

２　組　　織

教育委員会は、教育長及び４人の教育委員により構成される。

教育長は、区長の被選挙権を有し、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、区長が、議会の同意を得て任命する。教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。教育委員は、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、区長が、議会の同意を得て任命する。教育長の任期は３年、教育委員の任期は４年であるが、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とされている。また、委員は再任されることができる。

教育委員名簿

職　名	氏　名	任　期
教育長	堀米　孝尚	令和６年４月１日－令和９年３月31日
委員	佐藤　祐子	令和４年３月25日－令和12年３月24日 令和８年３月31日付職務代理者として指名
委員	水野　珠貴	令和５年７月２日－令和９年７月１日
委員	木田　昌孝	令和７年10月17日－令和11年10月16日
委員	水野　智佳子	令和８年３月25日－令和12年３月24日

３　会　　議

教育委員会の会議は、教育長が招集する。議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、教育長の決するところによる。

「千代田区教育委員会事務局文書専決規則」に基づき、次に掲げる事案は、委員会の議決を受ける。

（１）区教育行政の運営に関する一般方針に関すること。

（２）事務事業の基本的な方針及び計画の設定、変更又は廃止に関すること。

（３）教育予算その他区議会の議決を経るべき事案についての意見の申出に関すること。

（４）教育財産の取得の申出及び用途の廃止に関すること。

（５）教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免、付属機関の構成員の任免及びその他の人事に関すること。

（６）千代田区立学校教育職員の懲戒及び分限に関すること。

（７）教育委員会規則及び訓令に関すること。

（８）教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。

（９）特に重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関すること。

(10) 特に重要な告示、公示、公表、情報公開、通達、協議、諮問、申請、照会、同意、回答及び通知に関すること。

(11) 特に重要な許可その他の行政処分に関すること。

(12) 審査請求の裁決及び重要な訴訟に関すること。

(13) 特に重要な広報に関すること。

(14) （１）から（13）までのほか、特に重要又は異例に属すること。

４　活　　動

教育委員会の会議は、定例会と臨時会とし、定例会は毎月第２火曜日及び第４火曜日に開催し、区教育行政の基本的な施策の決定や重要な事案を処理する。なお、臨時会は、必要に応じて開催する。

（１）令和７年度会議開催状況

定例会・臨時会　27回

（２）令和７年度　教育委員会開催会議事項

会議名	開催日	会議事項
令和７年 第６回 定例会	４月８日	『報告』 １．令和７年度 おがちよ教育交流事業の実施について ２．産学等と学校の連携ガイドラインおよび産学等連携コーディネーターの紹介について ３．令和８年度使用 千代田区立学校教科用図書の採択事務日程について ４．令和７年度 校園長による経営方針等説明会について ５．いじめ、不登校、はくちょう教室の状況（令和６年度３月） 『その他』 １．教育委員会行事予定表 ２．広報千代田（４月20日号）掲載事項
第７回 定例会	４月22日	『議案』 １．議案第20号「千代田区文化財保護審議会の委員委嘱について」 ２．議案第21号「千代田区教育委員会いじめ問題対策委員会に対する審査命令」【秘密会】 『協議』 １．千代田区指定文化財の新規指定について ２．千代田区指定文化財の指定解除について 『報告』 １．第10回千代田区子ども読書調査の結果報告について ２．新たな千代田区指定文化財の候補について ３．令和７年度教育委員訪問および教育委員視察について ４．令和７年度 千代田区学校保健会総会開催について 『その他』 １．教育委員会行事予定表 ２．広報千代田（５月５日号）掲載事項
第８回 定例会	５月13日	『議案』 １．議案第22号「千代田区指定文化財の新規指定について」 ２．議案第23号「千代田区指定文化財の指定解除について」 『協議』 １．千代田区立九段中等教育学校特別教育職員任用手続に関する規則の一部を改正する規則 ２．幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ３．幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則 『報告』 １．学童クラブの在籍状況（令和７年５月１日時点） ２．令和８年度使用教科用図書採択について ３．いじめ、不登校、はくちょう教室の利用状況（４月） ４．英語教育推進会議の設置について 『その他』 １．教育委員会行事予定表 ２．広報千代田（５月20日号）掲載事項

第３回 臨時会	５月23日	『協議』 １．千代田区青少年委員設置規則の一部を改正する規則 ２．千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例 ３．幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
第９回 定例会	５月27日	『議案』 １．議案第24号「千代田区青少年委員設置規則の一部を改正する規則」 ２．議案第25号「千代田区教育委員会いじめ問題対策委員会に対する審査命令」【秘密会】 ３．議案第26号「千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例」 ４．議案第27号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」 ５．議案第28号「千代田区立九段中等教育学校特別教育職員任用手続に関する規則の一部を改正する規則」 ６．議案第29号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」 ７．議案第30号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」 『報告』 １．子ども等向け情報発信及び意見募集手法調査に関するアンケート・ワークショップの実施について ２．富士見二丁目広場の閉鎖時期の延期等について ３．千代田区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例 ４．千代田区立こども園条例の一部を改正する条例 ５．幼稚園・保育園・こども園・認定こども園等の在籍状況（令和７年５月１日時点） ６．千代田区学童クラブ条例施行規則の一部改正について ７．令和７年度 学級編制（令和７年５月１日現在の児童・生徒・学級数）について 『その他』 １．教育委員会行事予定表 ２．広報千代田（６月５日号）掲載事項
第４回 臨時会	６月２日	『議案』 １．議案第31号「議案第26号『千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例』の取り消し」 ２．議案第32号「千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例」 『報告』 １．千代田区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例 ２．千代田区立こども園条例の一部を改正する条例
第10回 定例会	６月10日	『議案』 １．議案第33号「教育に関する議案に対する教育委員会の意見聴取に係る臨時代理の報告および承認について」 『報告』 １．給付型奨学金事業について 『その他』 １．教育委員会行事予定表

		２．広報千代田（６月20日号）掲載事項
第11回 定例会	６月23日	『協議』 １．熱中症事故防止に係る熱中症特別警戒情報発表時の対応について 『報告』 １．令和７年千代田区議会第２回定例会報告について（定例会日程および区長挨拶文のみ） ２．中高生世代応援手当の申請受け付けの開始について ３．出産費用助成の申請受付の開始について ４．いじめ、不登校、はくちょう教室の状況報告（５月分） 『その他』 １．教育委員会行事予定表 ２．広報千代田（７月５日号）掲載事項
第12回 定例会	７月８日	『報告』 １．令和７年千代田区議会第２回定例会報告について（答弁概要） ２．教育委員会会議（定例会）動画配信方法について ３．いじめ防止対策推進法第28条第１項に基づく重大事態の発生について（報告）【秘密会】 『その他』 １．教育委員会行事予定表 ２．広報千代田（７月20日号）掲載事項 ３．飯田橋三丁目広場の一時閉鎖について
第13回 定例会	７月22日	『協議』 １．千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部改正について ２．九段中等教育学校学則の変更について ３．令和８年度使用 特別支援学級用教科用図書採択【秘密会】 ４．令和８年度使用 中等教育学校（後期課程）教科用図書採択【秘密会】 『報告』 １．令和７年度「おがちよ教育交流事業」に係る派遣生徒決定および事業スケジュールについて ２．児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則について ３．千代田区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）に係る補助内容の拡充について ４．千代田区障害児医療ステイ（レスパイト入院）事業の開始について ５．教科書展示会の結果 ６．いじめ、不登校、はくちょう教室の状況報告（６月） 『その他』 １．教育委員会行事予定表 ２．広報千代田（８月５日号、８月20日号）掲載事項
第14回 定例会	８月26日	「議案」 １．議案第34号「千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則」 ２．議案第35号「令和８年度使用 特別支援学級用教科用図書採択」 ３．議案第36号「令和８年度使用 千代田区立中等教育学校（後期課程）教科用図書採択」

		４．議案第37号「令和８年度使用 千代田区立小学校教科用図書採択」 ５．議案第38号「令和８年度使用 千代田区立中学校・中等教育学校（前期課程）教科用図書採択」 『協議』 １．九段中等教育学校学則の変更について 『報告』 １．千代田区保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ２．千代田区立こども園条例施行規則の一部を改正する規則 ３．千代田区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について ４．いじめ、不登校、はくちょう教室の状況報告（７月） 『その他』 １．教育委員会行事予定表 ２．広報千代田（９月５日号）掲載事項 ３．教育広報かけはし第137号の掲載予定について ４．市町村教育長・教育委員研究協議会の報告
第15回 定例会	９月９日	『議案』 １．議案第39号「教育事務に関する議案の意見聴取について（回答）」 ２．議案第40号「千代田区立九段中等教育学校学則の一部を改正する規則」 『協議』 １．幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ２．幼稚園教育職員の期末手当に関する規則等の一部改正について 『報告』 １．「ちよだリテラシー教育」の取組状況について ２．令和７年度 学校生活アンケートの結果（概要） 『その他』 １．教育委員会行事予定表 ２．広報千代田（９月20日号）掲載事項
第16回 定例会	９月24日	『議案』 １．議案第41号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」 ２．議案第42号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」 ３．議案第43号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」 『協議』 １．「令和７年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和６年度分）報告書」 について 『報告』 １．令和７年千代田区議会第３回定例会報告について（定例会日程及び区長挨拶文のみ） ２．子どもの朝活プログラムの実施について ３．令和８年度 区立幼稚園・幼保一体施設・こども園の入園申

		込みについて ４．和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備について ５．令和８年度 神田一橋中学校（通信教育課程）の入学者募集について ６．いじめ、不登校、はくちょう教室の状況報告（８月） ７．不登校対応への取組について 『その他』 １．教育委員会行事予定表 ２．広報千代田（10月５日号）掲載事項
第17回 定例会	10月14日	『議案』 １．議案第44号「令和７年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和６年度分）報告書」 『報告』 １．令和７年千代田区議会第３回定例会報告について（答弁概要） ２．千代田区乳児等通園支援事業の認可等に関する規則の制定について 『その他』 １．教育委員会行事予定表 ２．広報千代田（10月20日号）掲載事項
第18回 定例会	10月28日	『議案』 １．議案第45号「千代田区立九段中等教育学校学則の一部を改正する規則の一部を改正する規則」 『報告』 １．教育委員の就任及び教育長職務代理者の指定について ２．千代田区家庭的保育事業等の認可及び運営に関する規則の一部を改正する規則 ３．令和７年度学力調査の結果について ４．令和７年特別区人事委員会勧告について ５．いじめ、不登校、はくちょう教室の状況報告（９月） 『その他』 １．教育委員会行事予定表 ２．広報千代田（11月５日号）掲載事項 ３．令和８年度保育園・こども園等の入園申し込みについて
第19回 定例会	11月11日	『報告』 １．千代田区立子ども発達センターにおける個人情報の漏えいについて ２．令和８年度学童クラブの入会について ３．令和６年度千代田区における児童・生徒のいじめ、不登校の実態について（概要） ４．令和７年度 体力調査（都）の結果について 『その他』 １．教育委員会行事予定表 ２．広報千代田（11月20日号）掲載事項
第20回 定例会	11月25日	「報告」 １．令和７年千代田区議会第４回定例会報告について（議会日程、区長挨拶のみ） ２．給付型奨学金事業における奨学生候補者の選考結果につい

		て ３．ちよだ学びフェスの開催について ４．子ども保護者アンケート及び子どもワークショップの結果について ５．和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備構想（素案）について ６．令和８年度入学 中学校学校選択結果報告 ７．令和８年度入学 神田一橋中学校（通信教育課程）出願状況報告 ８．いじめ・不登校・はくちょう教室の状況（10月） 『その他』 １．教育委員会行事予定表 ２．広報千代田（12月５日号）掲載事項
第21回 定例会	12月９日	『議案』 １．議案第46号「千代田区教育委員会いじめ問題対策委員会に対する審査命令」【秘密会】 ２．議案第47号「教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理について（条例の一部改正）」 ３．議案第48号「教育に関する議案に対する教育委員会の意見聴取に係る臨時代理の報告及び承認」 ４．議案第49号「教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理について（教育委員会規則の一部改正）」 『協議』 １．義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について ２．幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について ３．千代田区立幼稚園使用条例施行規則等の一部改正について 『報告』 １．学校健全育成サポートチームからの報告について【秘密会】 ２．令和７年千代田区議会第４回定例会報告について（答弁概要） ３．「不登校校内分教室（仮称）」の運営規則について ４．九段中等教育学校における土曜日授業等のあり方検討について 『その他』 １．教育委員会行事予定表 ２．広報千代田（12月20日号）掲載事項
第22回 定例会	12月23日	『議案』 １．議案第50号「千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則」 ２．議案第51号「義務教育等教育特別手当に関する規則の一部を改正する規則」 ３．議案第52号「幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」 『報告』 １．千代田区文化芸術プラン（第５次）の素案について ２．千代田区スポーツ振興基本計画の素案について ３．区立学校・園　卒業式及び入学式等について

		４．千代田区児童手当事務処理規則の一部改正について ５．物価高対応子育て応援手当の概要 ６．令和７年度こども誰でも通園制度試行的事業申込み状況報告 ７．事業所内保育所の閉所について ８．いじめ、不登校、はくちょう教室の利用状況（11月） ９．外国籍の児童入学等に関わる保護者説明会資料 10．学習障害等のある子どもたちへの適切な指導及び必要な支援の早期実施について 『その他』 １．教育委員会行事予定表 ２．広報千代田（１月５日号、１月20日号）掲載事項
令和８年 第１回 定例会	１月27日	『協議』 １．幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 『報告』 １．千代田区こども家庭センターの設置について ２．和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備構想（素案）に対するパブリックコメントの結果概要について ３．令和７年度雅楽教室の開催について ４．いじめ、不登校、はくちょう教室の利用状況（12月） 『その他』 １．教育委員会行事予定表 ２．広報千代田（２月５日号）掲載事項 ３．教育広報かけはし第138号の発行
第１回 臨時会	２月３日	『議案』 １．議案第１号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」
第２回 定例会	２月10日	『議案』 １．議案第２号「令和８年度教育管理職の任命に係る内申について」【秘密会】 『協議』 １．審査請求に係る裁決案について【秘密会】 ２．千代田区特定事業主行動計画（第３期）の策定について ３．千代田区立学校施設使用条例施行規則の一部改正について 『報告』 １．四番町保育園・児童館仮施設について ２．和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備構想の策定について ３．九段中等教育学校の入学適性検査の受検結果について 『その他』 １．教育委員会行事予定表 ２．広報千代田（２月20日号）掲載事項
第３回 定例会	２月24日	『議案』 １．議案第３号「教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理について（教育に関する議案に対する意見）」 ２．議案第４号「千代田区特定事業主行動計画（第３期）の策定について」 ３．議案第５号「千代田区立学校施設使用条例施行規則の一部

		を改正する規則」 『協議』 １．千代田区教育委員会告示式規則の一部を改正する規則 『報告』 １．令和８年千代田区議会第１回定例会報告について（議会日程、区長挨拶のみ） ２．「令和８年度教育に関する点検・評価」検討項目について ３．令和８年度おがちよ教育交流事業の実施について ４．千代田区乳児等通園支援事業の認可等に関する規則の一部改正について ５．東京都認証学童クラブの決定について ６．いじめ、不登校、はくちょう教室の利用状況等（令和８年１月） 『その他』 １．教育委員会行事予定表 ２．広報千代田（３月５日号）掲載事項 ３．市町村教育長・教育委員研究協議会の報告
第４回 定例会	３月10日	『議案』 １．議案第６号「千代田区教育委員会告示式規則の一部を改正する規則」 ２．議案第７号「千代田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則」 『協議』 １．幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正について ２．幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について ３．幼稚園教育職員の初任給昇格及び昇給等に関する規則の一部改正について 『報告』 １．千代田区立図書館指定管理者の指定手続きについて ２．令和８年千代田区議会第１回定例会報告について（答弁概要） ３．番町小学校・幼稚園整備 現状と課題及び検討会設置に向けた準備について ４．令和７年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について ５．千代田区立公立学校管理職の異動について【秘密会】 ６．不登校対応分教室（仮称）の名称の決定等について 『その他』 １．教育委員会行事予定表 ２．広報千代田（３月20日号）掲載事項
第２回 臨時会	３月19日	『議案』 １．議案第８号「令和８年３月21日付幹部職員の異動」
第５回 定例会	３月24日	『議案』 １．議案第９号「幼稚園教育職員の初任給昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」 『協議』 １．千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

		２．千代田区立児童・家庭支援センター処務規程の一部改正 ３．千代田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則 ４．審査請求に係る裁決案について【秘密会】 ５．幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 ６．幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当の一部を改正する規則 ７．幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 『報告』 １．令和８・９年度千代田区青少年委員について ２．いじめ重大事態に係る調査結果及び審査結果の報告について【秘密会】 ３．千代田区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則 ４．千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の改正をする規則 ５．千代田区立子ども発達センター条例施行規則の一部改正について ６．和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備について ７．いじめ、不登校、はくちょう教室の利用状況等（２月分） ８．「千代田区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定について 『その他』 １．教育委員会行事予定表 ２．広報千代田（４月５日号）掲載事項 ３．教育広報かけはし掲載予定事項（案）の確認
第３回 臨時会	３月31日	『議案』 １．議案第10号「千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」 ２．議案第11号「千代田区立児童・家庭支援センター処務規程の一部改正」 ３．議案第12号「千代田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」 ４．議案第13号「令和８年度教育委員会事務局幹部職員の異動」【秘密会】 ５．議案第14号「審査請求（令和７年８月25日付け）に対する裁決について」【秘密会】 ６．議案第15号「千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」 ７．議案第16号「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」 ８．議案第17号「幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」 ９．議案第18号「幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当の一部を改正する規則」 10．議案第19号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」 11．議案第20号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一

		部を改正する規則」 12. 議案第21号「幼稚園教員・九段中等教育学校教員の採用等について」 『報告』 １．教育委員の就任及び教育長職務代理者の指定について ２．令和８年度教育委員会事務局一般職員の異動について【秘密会】

資料２　教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱

平成20年12月４日20千ここ総第528号

改正

平成22年４月１日22千子子総発第26号

平成23年４月１日23千子子総発第158号

平成26年４月１日26千子子総発第177号

令和３年９月１日３千子子総発第96号

令和５年６月30日５千子子総発第73号

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき、千代田区教育委員会（以下「委員会」という。）が行う事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、区民への説明責任を果たし、区民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

（１）　点検　個々の施策及び事業のこれまでの取組状況や成果について、取りまとめることをいう。

（２）　評価　個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示すことをいう。

（点検及び評価の対象）

第３条　点検及び評価は、法の規定に基づき委員会がその権限に属する事務（法第25条第１項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第４項の規定により委員会事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）として処理する事

務事業及び委員会事務局子ども部が所管する事務事業のうち、当該年度における委員会の主要な事業として別に定めるもの（以下「主要事業」という。）を対象とする。

（点検及び評価の内容）

第４条　点検及び評価は、前年度の主要事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとする。

（有識者の設置）

第５条　委員会は、点検及び評価の実施にあたり、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検及び評価に関する有識者」（以下「有識者」という。）を置く。

２　有識者は、教育に関し学識経験を有する者の中から３名を選任し、委員会が委嘱する。

３　委員会は、特に必要があると認めた場合は、前項に定める有識者に加えて、有識者を選任し、委嘱することができる。この場合における有識者は、教育に関し学識経験を有する者以外の者を選任することができる。

４　有識者の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌々年度の末日までとし、補欠による有識者の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

５　委員会の求めに応じて会議等に出席した有識者に対し、その出席日数に応じて謝礼を支払う。

（点検及び評価の実施）

第６条　委員会は、毎年１回、主要事業の進捗状況等を取りまとめ、有識者の意見を聴取した上で、点検及び評価を行う。

２　委員会は点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成する。

３　前項の報告書は区議会に提出するとともに、ホームページ等により区民へ公表するものとする。

（委任）

第７条　この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附　則

この要綱は、平成20年12月９日から施行する。

附　則（平成22年４月１日22千子子総発第26号）

この要綱は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成23年４月１日23千子子総発第158号）

この要綱は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成26年４月１日26千子子総発第177号）

この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（令和３年９月１日３千子子総発第96号）

この要綱は、令和３年９月１日から施行する。

附　則（令和５年６月30日５千子子総発第73号）

この要綱は、令和５年７月１日から施行する。

子ども・保護者アンケート及び子どもワークショップの結果及び今後の方向性について

1　調査の背景

国はこども家庭庁を発足し、こども・若者の最善の利益を常に考え、こども・若者が健やかで幸せに成長できる「こどもまんなか社会」を構築することを目指しています。そうしたなか、令和5年4月に施行された「こども基本法」では、こどもに関する施策に関して、こども等の意見を反映するために必要な措置を講ずることが義務付けられました。

国の方針を踏まえ、千代田区においても、子どもは社会を構成する一当事者として、子ども等の意見聴取や政策反映に係る取組みをさらに推進していく必要があります。

子どもの意見を聴取するためには、子ども自身が区政に関心を持ち、理解できる形で情報を受け取ることが重要です。そのため、本調査では、「子どもからの意見聴取」に関する意見のほか、「子どもへの情報発信」に関する意見、さらには、子どもと区による双方向のやりとりができる場所の創出を検討するため、「子どもの居場所」に関する意見を聴取し、すべての子ども・保護者に最適な情報発信及び意見募集ができる手法を検討しました。

2　調査概要

(1)アンケート調査の実施　（回答期間：6月20日～7月19日）

定量情報・定性情報（自由記述）を多数収集し、全体の傾向を把握できるよう、アンケート調査を実施しました。「区から子どもへの情報発信」・「子どもから区への意見発信」、「子どもの居場所」等をテーマとし、子どもアンケートと保護者アンケートの2種類を実施しました。

調査名	対象	抽出数	回収数（回収率※）
子どもアンケート	小学4年生～18歳（高校3年生）の区民	5,631	671（12.2%）
保護者アンケート	4歳から18歳（高校3年生）までの子を持つ保護者	8,562	1,020（11.9%）

※信頼水準を95%したときの許容誤差は、子どもアンケートは最大でも約4%、保護者アンケートは約3%となり、許容できる許容誤差の範囲である5%未満に収まるため、母集団（抽出数）に対し妥当な標本データ数（回収数）を得られています。回収率については、テーマの難しさや、ハガキの宛名が子どもであったため保護者の確認漏れが起きた等が原因として推測されます。

▼本調査における多言語対応例



子どもが答えやすくなるようなアンケート設計（回答例の提示、年齢に応じた表記等）や、多言語対応（右図）、デザイン、インセンティブ（景品の配布等）などの工夫を行いました。

生成AI分析の試行活用

ブロードリスニングとは、大量で多様な声を収集し、AI技術で分析・可視化する手法です。本アンケート調査における自由回答形式の意見について、生成AI（talk to the city　以下「TTC」という。）を活用した分析を試みました。生成AIを活用することで、大量の意見の分類・要約をより効果的・効率的に行うことが可能となりました。



【出展】デジタル民主主義2030（https://dd2030.org/）

(2)ワークショップの実施

子どもたちの交流や、子どもと区による双方向のコミュニケーションを通じて、子どもの本音・生の声を引き出しました。ワークショップは2日間に渡り実施し、DAY1は「子どもの居場所」、DAY2は「区から子どもへの情報発信」・「子どもから区への意見発信」をテーマに実施しました。

開催日時	場所	参加人数
8月4日（月）・6日（水） 14時～16時	ひだまりホール （かがやきプラザ）	29名 （小学生：9名、中学生：9名、高校生：11名）

▼募集チラシ

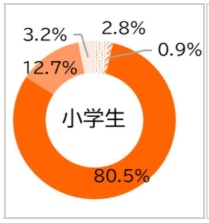


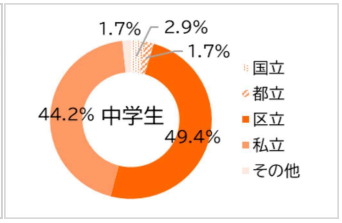
▼ワークショップ当日の様子



3　結果概要

(1)基礎情報（アンケート結果より）



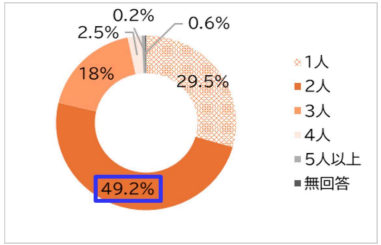


●小学生の2割、中学生の約半数が私立（国立・都立・その他含む）

回答者（子ども）が通っている（または通っていた）小学校は、区立が80.5%、中学校は、区立が49.4%となっています。
※保護者回答も概ね同数程度

●子どもの人数は2人が最多

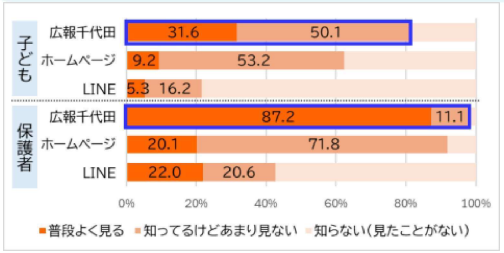
次いで1人が29.6%、3人が18.1%となっています。



3 結果概要

(2)区からこどもへの情報発信

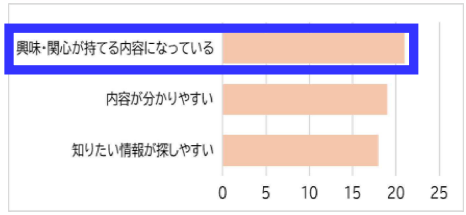
①区からのお知らせをみなさんに届けるツール(方法)について知っていますか。(子ども・保護者アンケート)



●区の情報発信ツールは、「広報千代田」がよく見られている

広報千代田は、全戸配布による効果もあり、他の手段に比べ非常に高い認知力を持っています。
また、HPも同様に区民の方に利用されていることが分かります。

②区からのお知らせをみなさんに届けるツールがどのようになれば、もっと見ようと思いますか。(ワークショップ)



※1位:3ポイント、2位:2ポイント、3位:1ポイントとして集計

●子どもにとって、興味・関心が持てる内容であることが重要

アンケート結果でも、「興味・関心が持てる内容になっている」(49.8%)が最も多く、次いで、「知りたい情報が探しやすい」(40.4%)、「内容が分かりやすい」(35.6%)という結果になっています。

③あなたは、区の制度や政策について、どのような情報がほしいと思いますか。理由も教えてください。(自由記述式)(子どもアンケート)

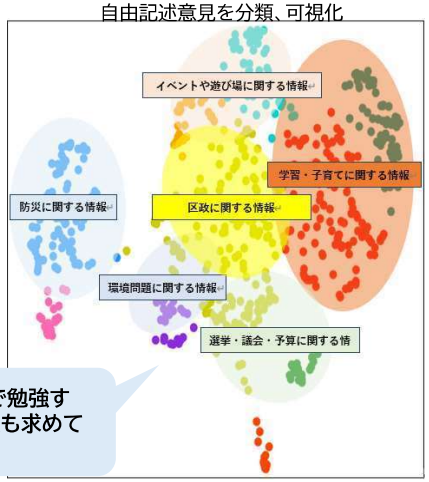
●最も多く求められている情報は「学習・子育てに関する情報」

その他、防災や選挙・議会・予算など、多様な情報を求めています。

●子どもにとって重要度が高いが、届いていない情報で最も多かったのが、「遊ぶところ」(ワークショップ)

次いで「交通・防犯」、「ごみ・美観/環境」「選挙・議会」、「税金」という結果となっています。
特に、「選挙・議会」「税金」の情報は、難しく理解できないという意見もありました。

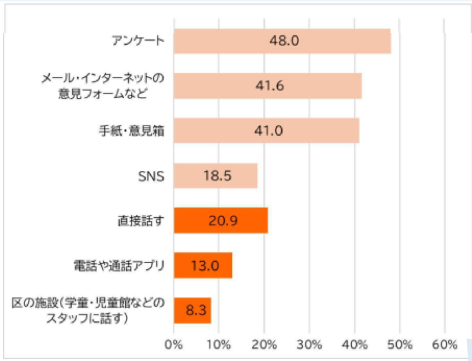
▼生成AI(Talk To The City)により自由記述意見を分類、可視化



自分に直接関係する内容だけでなく、学校で勉強する「選挙・議会」「税金」など、区政一般の情報も求めていることがわかります。

(3)子どもから区への意見発信

①あなたは、区の制度や政策について、区役所の人に意見を伝えられるとしたら、どのような方法や手段があれば、よいと思いますか。(子どもアンケート)



●アンケートなど、匿名性や、スマホ等で時間や場所を問わず意見が伝えられる気軽さを重視

●直接話すなど、双方向のコミュニケーションを求める回答も一定数ある

ワークショップでは、Webアンケート(96.4%)について、「ワークショップなど、区役所の人がつくる意見を伝えられる場」(85.7%)が多いという結果になっています。

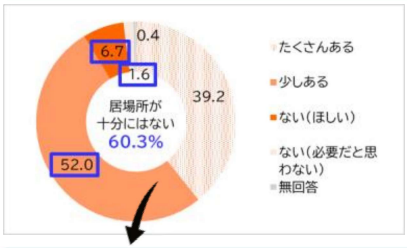
ワークショップの事後アンケートでは、「意見を言語化できた」や「対面でも意見を言いやすかった」、「友達やファシリテーターと話すことで考えがまとまって発信できた」等の意見がありました。

▼ワークショップの内容をグラフィックレコーディングで可視化



(4)子どもの居場所のニーズ

①あなたにとって、ほっとできる場所、「ここにいたい」と感じる場所はありますか。(子どもアンケート)



●約6割の子どもが居場所が十分にはない

学年別でみると、小学生・中学生・高校生と、年代があがるにつれ「たくさんある」の回答が減少しています。

●子ども部屋(きょうだいと共有含む)がない子どもが約半数で、特に高校生は約25%

都市部特有の住宅事情がうかがえます。

②あなたにとって、ほっとできる場所、「ここにいたい」と感じる場所は次のうち、どれですか。(①で「たくさんある」「少しある」と答えた人のみ/3つまで回答)(子どもアンケート)

上位3つ

1位 家(自分の家や、祖父母・親戚の家など) 89.0%
2位 学校の教室 29.2%
3位 図書館 16.2%

サードプレイスとは?
家(ファーストプレイス)や職場・学校(セカンドプレイス)とは異なる、第3の居場所。ストレスから解放され、自分にとって居心地の良い場所

●学校や家以外のサードプレイスを持てていない子どもが約3割

「家」「学校の教室」「教室以外の学校」「インターネット空間」のみを選択した子どもは32.0%となっています。また、「学校の教室」を選択した子どもは29.2%、「教室以外の学校」を選択した子どもは14.9%となっており、学校が一日の大半を過ごす場所でありながら、安心して過ごせる居場所になっていない子どもが多いことがわかります。

●居場所の数が少ない子どもは約4割弱

子どもの居場所は、成長や環境の変化により、変わりやすく失われやすいといわれています※が、居場所として選択した回答が2つ以下だった子どもは37.4%となっています。

※こども家庭審議会「こどもの居場所づくりに関する指針(答申)」(令和5年12月1日)参照

(5)子どもの居場所として求められている機能

①お子様の学習や進路に関して、どのようなサポートがあればよいと思いますか。(3つまで回答)(子ども・保護者アンケート)

上位3つ

保護者
1位 家・学校以外で勉強に集中できる場所 58.2%
2位 体験学習(芸術文化・ビジネス体験など)ができる機会 53.5%
3位 勉強で分からない部分を学び直せる場所と教えてくれる人 45.9%

子ども
1位 家・学校以外で勉強に集中できる場所 62.2%
2位 勉強で分からない部分を学び直せる場所と教えてくれる人 50.6%
3位 体験学習(芸術文化・ビジネス体験など)ができる機会 35.0%

●保護者・子どものどちらも「家・学校以外で勉強に集中できる場所」が最も高い。

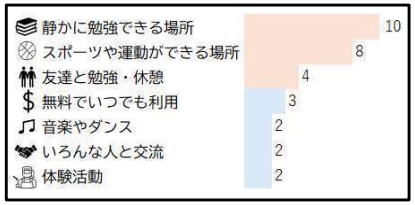
子どもアンケートも上位3つは同じ結果でしたが、保護者とは2位・3位の順番が逆の結果となりました。

②千代田区で、家や学校以外の新たな子どもたちの居場所をつくるとしたら、やってみたいことや、こうしてほしいという意見を教えてください。(自由記述式)(子ども・保護者アンケート)

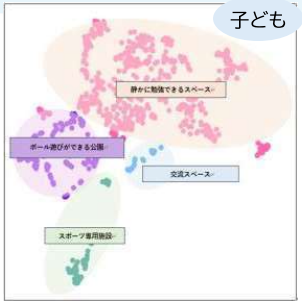
●子どもから最も多く求められている機能は「静かに勉強できるスペース」

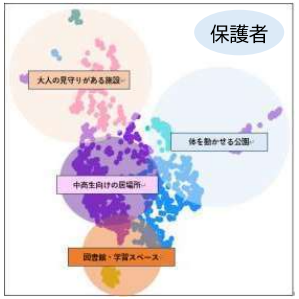
その他、スポーツやボール遊びができる場所のニーズが高いこともわかります。

▼あなたがほしい、こんな居場所(ワークショップ)



※1位:3ポイント、2位:2ポイント、3位:1ポイントとして集計



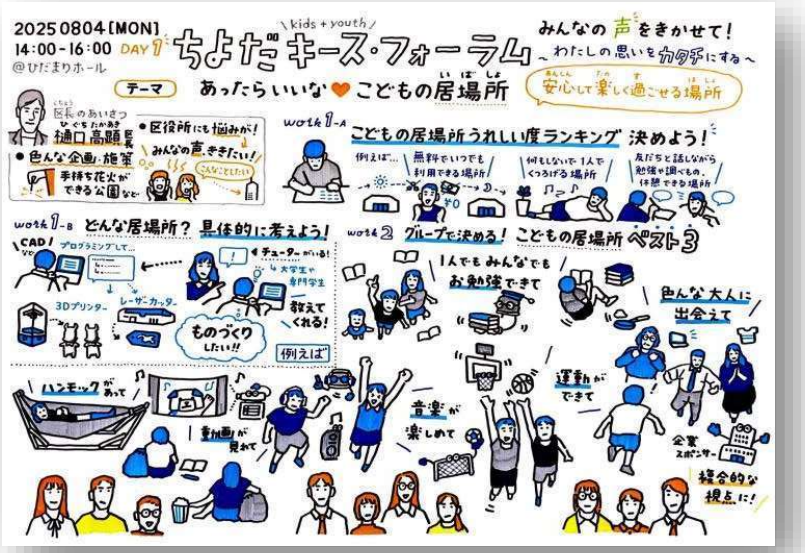


◀生成AIにより自由記述意見を分類、可視化

●保護者は、大人の関与を求める声が多い。

子どもの安全を見守る大人がいることを求める回答が多いほか、勉強を教えてくれる人や体験学習のサポートなど、さまざまな面から大人の関与を求めています。

▼ワークショップの内容をグラフィックレコーディングで可視化



4 今後の方向性

(1)区からこどもへの情報発信

子どもに届けるツール(方法)について充実させる

●区の情報発信ツールは、「広報千代田」が子どもにもよく見られているが…

一方で、主に大人向けに作成されている「広報千代田」は例えば小学生が読むには内容や文字が難しい場合があります。 そのため、子どもに情報を届けるにはその内容についてわかりやすく作成する必要があります。

【他自治体事例：新宿区】「新宿区キッズページ」の開設

新宿区は、子ども向けのＨＰとして、「新宿区キッズページ」を開設しています。「新宿区キッズページ」では、区が開催するイベント、遊び場など、子どもが求めていると思われる情報のみ抽出し、やさしい言葉・表現とイラストでわかりやすく紹介しています。



参考：新宿区：キッズページ

【他自治体事例：愛知県春日井市】「こども広報春日井」の配付

愛知県春日井市では、小学４年生から６年生及び中学生を対象に、市政情報などをわかりやすく編集した広報誌「こども広報春日井」を年２回作成しており、各小中学校を通じて配布しています。「市の歴史」等の掲載を通じて、地域に関心を持ってもらうだけでなく、「防災」、「デジタル」等をテーマとしたページを設けることで、子どもが時事問題に関心を持つきっかけづくりにも寄与しています。



参考：こども広報春日井｜春日井市公式ホームページ

子どもに届ける情報について選別する

●子どもにとって、興味・関心が持てる内容であることが重要

アンケート、ワークショップを通じて、子どもは「遊ぶところ」や「イベント」「災害対策」、「環境」、「交通・防犯」、「選挙・議会」、「税金」の情報を必要としています。自分にとって身近な事柄や最近授業で学んだことなどに関心のある傾向が読み取れます。

区が上記の内容について発信する場合は子どものニーズと合致するので、積極的に子どもにも提供していく姿勢が求められます。

【参考事例】地域コミュニティアプリ｜ピアッザ

子どもや保護者の欲しい情報として「地域のイベント情報」がありますが、こういった情報は必ずしも区が主催するものに限りません。そのため、そういった地域限定情報は区ですべて把握することが難しく、適切なタイミングでの発信は難しくなります。

ピアッザは、地域のみんなで暮らしに関する情報をやりとりしたり、ちょっと困った時に相談しあったり、使わなくなったモノを必要としている人に譲ったり。この地域をもっと知り、みんなとつながることで、私たちの暮らしはもっと楽しくなる地域コミュニティアプリです。23区でも中野区、世田谷区、荒川区など広がりを見せており、アプリ内で様々な交流が行われております。

参考：地域コミュニティアプリ：ピアッザ

●子どもはスマートフォンなどの電子機器の利用に抵抗が少ない

近年SNSが普及し、多くの子どもがスマートフォン等の通信端末を所持している中で、SNSは区が子どもに情報を届ける手段として非常に有効と考えます。

しかし、区のSNSは認知度がまだまだ低く、認知度の向上や子どもの情報ニーズを踏まえた発信をしていく必要があると考えられます。

また、SNSを利用するにあたり、意図しないかたちや内容で子ども等に伝わってしまうリスクがあるため、利用方法や発信内容・表現については慎重に判断していく必要があります。今後も区と子どもの双方で情報リテラシーに留意する必要があります。

【他自治体事例：京都府京都市】京都市子育て応援インフルエンサーの任命

京都市は、子育て世代への情報発信を強化するため、「子育て応援インフルエンサー」を任命しています。市内で子育てに関する発信を行うインフルエンサーが、市の子育て支援情報や施設、地域の魅力を自身のＳＮＳで紹介することで、行政の発信だけでは届きにくい層にも、親の視点で共感的に情報を伝えることを目的としています。



参考：京都市：京都市子育て応援インフルエンサーの任命

4 今後の方向性

(2)子どもから区への意見発信

子どもが区に意見を発信するツールについて

●子どもが区に向けて意見を発信しやすいように、オンライン・オフラインによる様々な環境を整える必要性

子どもは意見を伝えやすいツール(方法)について「アンケート(web)」を選択しており、子どもは意見を伝えるにあたり匿名性や、通信機器等を用いて時間や場所問わず意見を伝えられる気軽さを重視しているといえます。
また、「直接話す」など区との双方向のコミュニケーションを求める回答も一定数あり、ワークショップ参加者からも友人やファシリテーターとコミュニケーションを取りながら意見を伝えることを有効な手段としています。
そのため、多くの子が意見を発信できるwebアンケートと、子どもが自分の思いを人とコミュニケーションをとりながら発信できるワークショップ双方の活用が求められています。

【他自治体事例：東京都】こどもワークショップの実施
東京都は、子ども政策の充実を目的に、小学生から高校生までの子どもが都の施策について意見を出し合う「こどもワークショップ」を実施しています。テーマごとに複数回開催され、子どもたちがグループで議論や発表を行い、その意見は都の担当部署に共有されます。子ども自身がまちづくりや政策に関心を持ち、行政に声を届ける機会として継続的に行われています。



参考：こどもワークショップ|子供の意見やエビデンスに基づく子供政策の推進|子供政策連携室

子どもが意見を出しやすくなる工夫

●子どもが区に向けて意見を発信しやすいような工夫の必要性

子どもが答えやすく、興味・関心を引くようなアンケート設計(設問数の最小限化、回答例の提示、年齢・発達に応じた表記等)・デザイン(ポップなイラストの挿入等)・インセンティブ(景品の配布等)にも注力する必要があります。
また、ワークショップ等の対面の場合でも上記対応に加え、子どもが安心・リラックスして参加できるような雰囲気作りや進行への配慮は欠かせません。子どもの発達段階に応じた対応ができるような専門的な知見を得る必要があります。


◂会場装飾

お菓子▸


(3)区と子どもの双方向のコミュニケーションに向けて

子どもが区に意見を発信できる物理的な場所の創出

●子どもが普段いる場所(居場所)で区と交流

子どもアンケートではワークショップなど意見を発信する会場については、子どもが行き慣れた場所を希望しています。また、友達と一緒に参加するという希望も多いことから子どもが普段から集まる場所において実施されることが望ましいです。
また、情報を区から受け取る際にも、学校や児童館など普段からいる場所で受け取ることも多く、区との情報における双方向のコミュニケーションが期待できます。
区は子どものニーズ・発達に応じた様々な居場所を用意し、職員が子どもの居場所に出向くことで子どもとより多くのコミュニケーションをとることができます。

【他自治体事例：東京都】こどもワークショップの実施
東京都は、様々な環境下にある子どもから意見を聴くため、子どもが日常を過ごす多様な居場所に足を運びアウトリーチ型でヒアリングを実施するなど、対話に力を入れて取り組んでいます。

参考：子供へのヒアリング|子供の意見やエビデンスに基づく子供政策の推進|子供政策連携室

子どもの意見聴取・政策反映に係るガイドラインの整備

●子どもの意見を聞くことの指針やガイドラインの整備

本調査の分析を通じて、子どもへの意見聴取について区の職員が日頃実施するにあたっては、考慮すべきことが多くあることが分かりました。
また、本調査と同時期に実施した職員向け研修「子どもの権利に係る子ども等の意見の政策反映研修」において、受講した職員からも子どもから意見を聞くにあたっては全庁的な統一ルール(指針やガイドライン)などの整備を求める声が多数ありました。
今後、区が子どもの意見聴取・政策反映を推進していく上で、どのような時に意見聴取が必要なのか、どの手法が適切なのか、各手法を用いる際の注意点などを各部署が理解し適切に活用できるよう、千代田区版子ども意見聴取・政策反映ガイドラインの整備を検討する必要があります。

【他自治体事例：中野区】「子どもの意見表明・参加に関する手引き」の策定
中野区では、令和４年４月に「中野区子どもの権利に関する条例」を施行し、条例の趣旨を踏まえて、子どもにやさしいまちづくりを進めており、区政運営における子どもの意見表明・参加を促進するため、子どもの意見の聴き方や留意点などを取りまとめた「子どもの意見表明・参加に関する手引き」（令和６年３月）を策定しています。
この手引きは、区政運営において子どもの意見表明・参加の取組を進めていくにあたり、各部署が取組を行う際の参考として活用することを目的として作成されていますが、中野区では、区政にとどまらず、家庭、学校、地域など、日常のあらゆる場面で子どもの意見表明・参加が保障されるよう、仕組みづくりや機会の確保に向けた取組にまで広げて、活動を行っています。

参考：子どもの意見表明・参加に関する手引き｜中野区

4 今後の方向性

(4)子どもの居場所づくり

子どもが区に求めている居場所とは

●区がサードプレイスを整備する意義

本調査結果からも千代田区の子どもが十分に居場所を持っていないことが分かりました。特に、とりわけ厳しい環境で育つ子どもは、居場所を持ちにくく、失いやすいと考えられることから、喫緊の課題や個別のニーズにきめ細かに対応した居場所をつくることで、子どもの権利を守り、誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援を行う必要があります。

また、価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、多様なニーズに応じた多様な居場所が求められるようになっています。区は子どもたちと継続したコミュニケーションをとり、ニーズの変化を見逃さない取組みが求められます。

●子どものニーズに応じた居場所の整備が求めれている

子どもアンケートにおける自由記述を分析した結果、子どもが求める機能として、「勉強できる場所」「ボール遊びができる公園」や「スポーツ専用施設」を求める意見が多くあり、保護者からは「勉強できる場所」「体験学習ができる場所」などが求められています。

また、細かくみていくと勉強できる場所についても「静かに勉強」「友達と話しながら」「大人などが教えてくれる」など様々なニーズがあります。そのため、居場所に特化した調査を実施し、地域性や発達を踏まえたニーズや区が提供できる・しているリソースについて整理する必要があります。

中高生専用の居場所の検討

●年齢が上がるにつれて居場所を失う傾向

子どもは年齢が上がるにつれてできることが増える一方で、大人から求められることも増えます。そういった日々のストレスから解放されてリラックスして過ごせる場所を求める傾向にあります。特に千代田区においては、子ども部屋がそもそも無い家庭も多くあることが分かりました。そのため、区内の中高生は自宅でもひとりで静かに過ごすことができないでいるため、子どもが一人でリラックスして過ごせる環境の整備が必要です。

●中高生専用の施設の必要性

区内の児童館において中高生タイムの実施は行っています。しかし、児童館は小学生がメインユーザーであり、掲示物・備品をはじめ館内の様々な仕様が小学生向きとなっています。今回のアンケート結果の中でも小学校卒業以降の居場所の整備を求めている傾向がありますので、中高生の専用施設の整備について検討を進める必要があります。

【他自治体事例：武蔵野市】武蔵野プレイスの運営

武蔵野市は、図書館・市民活動支援・生涯学習・青少年活動支援の４機能を併せ持つ複合公共施設として武蔵野プレイスを開館しました。年齢や立場を超えて人々が集い、学びや交流を深めることを目的としています。館内には読書スペースのほか、スタジオ、カフェ、ワークショップルームなどがあり、学校の長期休暇の時期は中高生専用となるエリアもあります。青少年向け教室・講座、青少年自主企画事業など様々な取組みが行われており、市内の青少年が自らの居場所として感じて過ごせる拠点となっています。

参考：武蔵野プレイスの理念｜武蔵野プレイス

【他自治体事例：文京区】文京区青少年プラザ「b-lab（ビーラボ）」の運営

文京区は、中高生が自由に過ごし、学びや挑戦ができる居場所として青少年プラザ「b-lab（ビーラボ）」を開設しました。音楽スタジオやホール、勉強スペースなどを備えており、学校や家庭に続く「第３の居場所」として、地域と若者のつながりを深めています。中高生の居場所づくりにあたり参考になると考えられます。





参考：ビーラボ（b-lab）文京区青少年プラザ

●保護者は、大人の関与を求める声が多い

保護者アンケートにおける自由記述を分析した結果、子どもの居場所として、「大人の見守りがある施設」を求める意見が多くありました。子どもの安全の確保に加えて、子どもよりも年上の大学生などの交流や様々な体験を希望しています。

新たな子どもの居場所を検討するにあたっては、子どもの安全の確保はもちろん、様々な大人による勉強やスポーツ、体験に係るサポートを得ることでより満足度の高い施設になることが期待できます。

子どもの居場所について整理する必要性

●子どもの居場所は様々な部署、地域団体などで展開されている

子どもや保護者が有する様々なニーズに応え、今後も居場所づくりを推進していくためには、庁内の関係各課や、地域で子どもの居場所づくりをされている区内の民間企業、社会福祉協議会等の関係機関との協力は欠かせません。子どもの居場所作りの必要性や課題を共有し、協力のうえ推進していく必要があります。

そのためには、千代田区における子どもの居場所に対するあり方を検討する必要があります。

【他民間事例】飯田橋まちづくり拠点「39 base」

民間企業により、飯田橋エリアに開設された「39 base」は、子どもから大人まで誰でも立ち寄れる「居場所」として機能しています。地域住民や学生、就業者が自由に集い、学びや交流、まちづくり活動等に参加できる空間を提供しており、地域のつながりと安心して過ごせる居場所となっています。





参考：39base